

紹介

タイにおけるクラスアクション

——フォード事件判決の紹介と検討——

Class Action in Thailand: Ford Case

ウエアカーン・ソーパークディッタポン*

I. はじめに——タイにおけるクラスアクション手続の導入

「クラスアクション」とは、1人又は少数の者が、より多くの人数からなる集団の利益を代表して行う訴訟のことである。ここでいう集団が、クラス(class)と言われる。タイの民事訴訟法の規定上、クラスは、原告側で形成される。以下において、原告側のクラスが形成されるクラスアクションについて、説明する。

クラスアクションの1つの特徴は、訴訟手続に関与していない者についても、訴訟の結果が帰属することである。例えば、クラスアクションによる損害賠償請求で原告が勝訴すると、訴訟手続に関与している者、すなわちクラス代表者(class representatives)の損害だけでなく、訴訟当事者になっていないクラスメンバー(class members)の損害についても、被告に賠償の支払義務が生じる¹⁾。会社による違法行為により、社会や市場に多数の被害者を生じさせた事件、例えば、独占禁止法違反事件、消費者事件などは、多数の被害者に損害が生じるが、個々の被害者が被る損害額は少ないため、訴えを提起しても、訴訟費用が巨額であれば費用倒れとなる

* 中央大学大学院法学研究科博士課程後期課程在学中

1) 関戸麦編著『わかりやすい米国民事訴訟の実務』(商事法務, 2018年) 232頁。

ので、被害者は泣き寝入りせざるを得ず、違法行為者は、結果として巨額の不当な利益を手にする事になりかねない。クラスアクションによれば、訴訟費用を効率化するとともに、被告に不当な利益を吐き出させることができ、また、これによる抑止も期待できる。こうした訴訟でクラスを代表して訴えを提起する原告は、政府に代わって違法行為者を取り締まり、違法行為を抑止することに貢献することから、「私的法務総裁」と呼ばれた²⁾。

ところで、タイにおいては、株式市場に関する紛争が非常に多く、特に、「債券」に関する紛争は非常に複雑である。すなわち、債券を購入する株主の数が多きことから、債券が無効になったとして個々の株主が訴えを提起すると、判決の結果が相互に矛盾する恐れがあつて、裁判所の運営も混乱する。もっとも、株の価値は小額であるから、株主が訴えを提起しようと考えても、訴えを提起することは難しい³⁾。そのため、株主の損害のように少額で多数・拡散的な集団的被害を救済するため、2013年、国民立法評議会は、証券取引法の改正を目指す方針を決定した。しかし、国民立法評議会の審議では、それを構成する委員会の大半において、証券取引法だけではなく、民事訴訟法を改正すれば、事業者の行為によって多数の被害者に共通した少額の財産的被害に対応することができるようになるのに、そうでなければ、個別訴訟はもとより、個人単位を前提とするために共同訴訟や選定当事者制度を使つても、被害者が提訴することは、事業者との情報格差、手間や費用を考えると困難であることが指摘された。そこで、米国、オーストラリア等、諸外国の立法例の長所・短所を参考にしながら、さまざまな議論がなされた。その後、国民立法評議会は、暫定国会に民事訴訟法の改正案を提出した。暫定国会で、再度検討され、2015年4

2) 溜箭将之『英米民事訴訟法』（東京大学出版会、2016年）135-136頁。

3) ณัฐธนัช รุจิรัตน์เจริญ (Natthanit Ruchiratcharoen), “การดำเนินคดีแบบกลุ่ม: ศึกษากรณีการแบ่งกลุ่มย่อย (Class Action: Case Study on Subclassification)” (Master Degree Thesis, Chulalongkorn University, 2017), p. 1 (Available only in Thai language).

月8日、民事訴訟法の改正法（改正民事訴訟法）が可決された。改正民事訴訟法は、2015年12月4日から施行された。この法改正により、タイにクラスアクション手続が導入されることになった⁴⁾。

タイにおいては、これまでクラスアクション手続は認められていなかったが、今回の法改正により、訴訟実務に大きな影響を与えることとなった。そして、ついに2018年9月21日、南バンコク民事裁判所（South Bangkok Civil Court）において、クラスアクション手続のもとで初の判決が出された。

そこで、本稿では、タイのクラスアクション手続の概要について説明するとともに、この判決を紹介しつつ、そこにある問題を批判的に検討することとする。

II. フォード事件判決

1. 事件の概要

本件は、フォードの「Fiesta」及び「Focus」（2010-2012年製造モデル）等一部車両のパワーシフト・トランスミッションに不具合があるとして、400名を超える被害者団体（クラス）を代表した10名により提起され、400名のうち300名弱がクラスメンバーとなった事件である。なお、300名ほどのうち100名強は、被告が提案した和解案に合意し、クラスメンバーとなることを辞退（オプトアウト）した。

提起された請求は、民商法上の填補賠償として、修理代金、部品交換代金及び当該車両を利用できなかったことによる経済的損失のほか、財産的損害以外の損害賠償、そして懲罰的損害賠償であり、請求した損害額は、合計で6億パーツ（約21億円）である。さらに、当該車両は危険製造物だとして、対象となった製品（車両）の買戻し（リコール）も請求した。

4) นนทวัชร นวตระกูลพิสุทธิ์ (Nonthawat Nawatrakulpisit), กฎหมายคุ้มครองผู้บริโภค (Consumer Protection Law), Thammasat University Press, 2019, pp. 201-202 (Available only in Thai language).

2. 判決の要旨

裁判所は、判決で、被告フォードに対し、291名の当該車両の所有者のために合計で2,300万パーツ（約8,000万円）、原告（クラス代表者）及びクラスメンバー 1人につき2万から20万パーツ）及び年利7.5%の遅延損害金（民商法7条）の支払いを命じた。また、裁判所は、原告弁護士に対して、約95万パーツ（約330万円）の弁護士報酬を支払うことを被告に命じた⁵⁾。その内訳は、通常の弁護士報酬として15万パーツ（約50万円）、及び、成功報酬として80万パーツ（約280万円）である。

ただし、裁判所は、財産的損害以外の賠償及び懲罰的損害賠償は認めなかった。さらに、当該車両が危険製造物であるとは認めず、製品（車両）の買戻し（リコール）も認めなかった。被告側の証人尋問に基づきつつ、「当該車両モデルは、年間、約90,000台が製造されている。しかし、パワースhift・トランスミッションの不具合がある車両は、わずか500台であった。」という事情により、被告の商品は「欠陥商品」ではないと認めたことによる。

3. 判決の評価

本判決は、タイの裁判所がクラスアクション手続を利用した事件においてはじめて判決を下した例として評価できる。裁判所がクラスアクション手続として事件を受理する例は、おそらく増加していく傾向にあるものと考えられ、それらの中には、本件のように、メーカーがその製造物責任を問われる場合や、周辺住民から公害被害を問われる場合が含まれよう。その意味では、日本のメーカーや土地・インフラの開発業者は、かかるトラブルに巻き込まれる可能性があることについて留意しておく必要がある⁶⁾。

本判決における裁判官の判断については、筆者としては、やや妥当性を

5) 箕輪俊介「タイ：クラスアクション事件・最初の裁判例」（2018年）1頁。これにつき <https://www.shojihomu-portal.jp/article?articleId=7326116>（2019年5月20日最終確認）。

6) 同・2頁。

欠くところがあるように考えている。以下、それぞれの個所で検討する。

III. タイにおけるクラスアクション手続

1. 対象となる事件

改正民事訴訟法は、ある集団が不法行為、契約違反又は他の法律（環境法、消費者保護法、労働法、証券取引法及び競争法等）に基づいて共通の権利又は利益を有する事件につき、クラスアクション手続の対象となることを定める。なお、法律上、請求額による制限は、設けられていない⁷⁾。

2. 当事者

クラスアクション手続において、当事者（原告）となるのは、被害者自身である。

さらに、改正民事訴訟法により、「クライアントとエージェントの合意」が必要である。すなわち、弁護士のみが、事件を代理することができる⁸⁾。もっとも、環境紛争や消費者紛争など、専門知識が要求される事件では、専門知識を持つ組織、例えば、環境保護団体や消費者保護団体の方が、当事者となるのに望ましいようにも思われて、これは、今後に残された問題だと言えよう⁹⁾。

7) วรรณญา พรพรรณ (Waranya Pornpan), “การดำเนินคดีแบบกลุ่ม : ข้อพิจารณาเกี่ยวกับคุณสมบัติและภาระหน้าที่ของโจทก์ (CLASS ACTION: CONSIDERATIONS ON QUALIFICATIONS AND OBLIGATIONS OF LEAD PLAINTIFF)”, Thammasat University, 2015, p. 28 (Available only in Thai language) http://ethesisarchive.library.tu.ac.th/thesis/2015/TU_2015_5701033101_4118_3205.pdf (2019年7月5日最終確認)。

8) ไพโรจน์ วายุภาพ (Pairoj Wayuphap), การดำเนินคดีแบบกลุ่ม (Thailand Civil Procedure Law: Class Action), Pannaratch Publishing, 2016, p. 25 (Available only in Thai language).

9) Nonthawat, *supra* note 4, p. 231.

3. 管 轄

(1) 事物管轄

事物管轄は、地方裁判所にのみ認められ、簡易裁判所には管轄はない¹⁰⁾。

(2) 土地管轄

土地管轄は、タイの民事訴訟法において、その発生原因たる裁判籍、すなわち、事件と特定地域との連結点の所在によって定まる。主として、被告の住所と訴えの根拠があった地である¹¹⁾。

4. クラスアクション手続としての承認手続

(1) 承認要件¹²⁾

1) まず、クラス代表者が原告となって、訴訟を提起する。訴状において、クラスアクションとしての訴訟提起であることを明示しなければならない。そこで、クラスアクションでは、一般的に、2段階に分けてディスカバリーが行われる。第1は、クラスアクションとして承認されるか否かを判断するためのディスカバリーで、第2は、原告の請求が認められるか否かを判断するためのディスカバリーであるが、これは通常の訴訟のディスカバリーである。

なお、クラスアクションとして承認されるか否か、そのためのディスカバリー（第1段階のディスカバリー）において判断するのは、陪審ではなく、裁判所である。裁判所は、ヒアリングを行い、それぞれの当事者の主

10) Thailand Civil Procedure Code Article 4 “Only the district court shall have the power to handle the class action cases. Magistrate court shall not have such power.”

11) Thailand Civil Procedure Code Article 4 “Unless otherwise provide by law, (1) the plaintiffs shall be submitted to the court within territorial jurisdiction of which the defendant is domiciled or to the court which the territorial jurisdiction of which the cause of action arose, wheter the defendant shall have the domicile within the kingdom or not.”

12) Pairoj, *supra* note 8, pp. 16-20.

張を聴き、クラスアクションとして承認するかどうかについて判断を下すことになる。判断するための要件は、以下で説明するとおりである。

ア) 多数性 (numerosity)

これは、クラスメンバーの全員を個別に当事者とする通常の併合訴訟が現実的でないほどにクラスの規模が大きいことを意味する。

イ) 共通性 (commonality)

これは、クラスメンバーに「共通する事実関係及び法的根拠の本質部分が重なりあっていること」を意味する。例えば、金銭支払請求権の基礎となる消費者契約の内容が、共通の事実関係となっていることであり、取消しや無効が共通の法的根拠となる。

ここで、注意すべきことは、「共通の法的根拠」をどのように解釈すべきかということである。タイの場合は、「共通の法的根拠」とは「同じ法律」という意味だと解釈されている。例えば、A社という事業者の不法行為によって、80人の消費者が損害を被ったとして、そのうち50人の消費者の損害賠償請求の根拠は、民法の不法行為にあり、他方、30人の消費者の損害賠償請求の根拠は、健康法の不法行為にあるとすると、タイにおける民法と健康法とは同じ法律ではないから、事業者の行為（事実関係）が同一であっても、1つの訴えとして提起することができず、2つの訴え（50人と30人）を提起しなければならないことになる。ここに問題が存する。なお、日本法と比較すると、日本法における「共通の法的根拠」とは「同じ法律」ではなく、「基本法理論」という意味である¹³⁾。したがって、事件は、事業者の行為（事実関係）が同一であれば、不法行為の根拠としては同じ法律でなくても、1つの訴えとして訴えを提起することができる。

ウ) 典型性 (typicality)

これは、クラス代表者の請求がクラスメンバーの請求の典型であることを意味する。一般に、クラス代表者の請求とクラスメンバーの請求が、同

13) Oki Mori, Eri Akiyama, "Class Action: Japan". これにつき、<https://gettingthedealthrough.com/area/82/jurisdiction/36/class-actions-japan/> 参照 (2019年7月25日最終確認)。

一の事実関係から発生しており、被告の責任を基礎づける法律が同じである場合に認められる。例えば、工場が川に廃水を流出させ、大気中にも有毒な煙を排出し、その結果、付近の市民が被害を被ったとする。一部の市民は、肺癌になったが、別の一部の市民は、廃水による農作物に被害が生じて損害を被った。この場合、原因は工場の1つの行為であったとしても、請求の内容は同一でないから、同じグループとして訴えを提起することはできない。

2) なお、フォード事件が、クラスアクションとしての承認要件を満たすかどうかについては、なお改めて検討する必要があるように思われる。まず、クラスメンバーは300人程度であって、「多数性」については問題がない。次に、請求の根拠は、同じく民商法、製造物責任法及び消費者手続法であるから、「共通性」についても、問題がないのは言うまでもない。問題があるように思われるのは、「典型性」についてである。第1審裁判所は、「当事者の代表者及びクラスメンバーの損害は、一人一人、相違している。すなわち、自動車1台1台の修理代金、部品交換代金及び当事者の当該車両を利用できなかったことによる経済的な損失は、一人一人、金額が違っているから、典型性を欠いており、クラスアクションとして認容できない。」と判断したのである。しかし、その後、原告はクラスアクションとしての承認を却下した決定に対して不服申立てをしたところ、控訴裁判所は、原告の不服申立てを認容して、第1審裁判所に事件を差し戻し、第1審裁判所は、クラスアクション手続として審理を行うことになった¹⁴⁾。クラスアクションとして承認する要件を満たすとされたことに対し、被告は、控訴しなかった¹⁵⁾。これについては、次の課題のところ、改めて説明し、検討することにする。

14) https://www.maticchon.co.th/local/crime/news_967629

<https://www.posttoday.com/auto/551957?fbclid=IwAR0UyfuNXpv5dumsgTCUHLZacs2YtpNs5N5htmntUxmkrDVOlAuA2lkjPkk>（2019年7月15日最終確認）。

15) 被告提出の控訴状の内容による（ただし、非公開情報）。

(2) 承認決定あるいは却下決定とこれに対する不服申立て

当事者の一方（原告又は被告）は、クラスアクションとして承認する決定、あるいはこれを却下する決定に対して、不服申立てをすることができる。不服申立ては、いずれの決定でも、それが命じられた日から7日以内に、命令を下した裁判所にしなければならない。不服申立てをするときは、その書面の写しを提出しなければならない。相手方は、裁判所から受け取った不服申立ての書面の写しが届いた日から7日以内に、抗弁を提出しなければならない。控訴裁判所は、承認決定とこれに対する不服申立てを判断する権限を持つ。控訴裁判所の判断は、確定効を有し、最高裁判所に、さらに不服申立てをすることはできない（改正民事訴訟法222/12条）¹⁶⁾。

なお、控訴裁判所が承認決定に対する不服申立てを認容した場合、その事件は、通常訴訟として審理が続行され、他方、控訴裁判所が承認決定に対する不服申立てを認容しなかった場合は、クラスアクションとしてそのまま審理が続行される（改正民事訴訟法222/12条）¹⁷⁾。

(3) 承認決定の効果と通知

クラスアクションとして承認されると、裁判所は、クラスメンバーに対し、通知しなければならない。通知する内容は、下記①から⑨までの内容である。①裁判所名と事件番号、②原告及び原告代理人の氏名と住所、③請求の内容、争点及びクラスの定義、④クラスアクションとして承認された内容及び承認された年月日、⑤クラスメンバーの権利とクラスから脱退することができること、⑥クラスから脱退を申し出る場合の期限（最低は45日間）、⑦脱退することの効果、⑧脱退しない場合には、クラスに対する判決について、有利不利を問わず、その効力が及ぶこと、そして、⑨裁判官の氏名及び職位、である。ただし、承認決定に対する不服申立てがされた場合は、第1審裁判所は、控訴裁判所の判断が下されるまで、手続を

16) その根拠は、裁判所が行う手続の迅速性を確保することにあると思われる。

17) Pairoj, *supra* note 8, p. 52.

停止しなければならない。

通知方法については、改正民事訴訟法によれば、3日間、新聞で通知することになっている。さらに、他のマスコミで通知することも可能である。現代では、クラスアクションにおいて、テクノロジー、特にソーシャルメディアが発達していることを考えると、これらを活用することの可能性が検討されてよい。クラスメンバーにクラスアクションとして承認されたことを通知するとき、Facebook, Twitter, その他のコストの低いメディアは、直接、クラスメンバーに対して、情報を定期的に発信することができるだけでなく、クラスアクションを監視するのに関心のあるクラスメンバーが、組織化できるように構築されたプラットフォームを提供することも可能となる。このことは、逆に、同様の電子通信によって、「ヘッドのない (headless)」のクラスアクションという捉え方を浮き彫りにすることになったと言えよう。そこでは、現在の状況、すなわち、「クラス弁護士は、訴訟全体を知ることさえない」という状況を一変させる可能性を示唆している¹⁸⁾。

(4) 時効中断

クラスアクションとして承認されると、申立てをした日に時効中断効が生じる。ただし、次のような場合は、時効中断効は生じない。それは、①原告が敗訴した場合、②クラスアクション手続として中止された場合、③原告が訴えを取り下げた場合、④管轄外という事由により却下された場合、そして、⑤クラスメンバーとなることを辞退（オプトアウト）した場合、である。

他方、クラスアクションとして承認されなかったときは、消滅時効が完成し、又は、消滅時効完成まで60日ある場合は、承認されなかった日から60日以内であれば、通常訴訟として訴えを提起することができる（改正民事訴訟法222/33条）。

18) マーカス・リチャード（大村雅彦訳）「集合的被害救済制度に関する比較法発展」（中央大学・日本比較法研究所講演会〔2019年5月20日〕における講演資料）12-13頁。

5. クラスアクション手続における本案審理

(1) 職権探知主義

一般的な民事事件において、判決の基礎となる事実の収集は、当事者の権能かつ責任である。すなわち、裁判所は、(a) 当事者の主張しない主要事実を判決の基礎にしてはならない、(b) 当事者間に争いのない主要事実はそのまま判決の基礎にすることを要する、(c) 争いのある事実を認定するには当事者の申し出た証拠のみによる、というものであり、「弁論主義」と呼ばれる。

もっとも、タイにおけるクラスアクションの場合は、「弁論主義」ではなく、「職権探知主義」を採用している。すなわち、証拠調べが十分でなかった場合、裁判官が裁量により、判断を下すための証拠資料を自ら収集することができる（改正民事訴訟法222/23条）¹⁹⁾。

フォード事件において、裁判所は、原告が請求した財産的損害以外の損害の賠償、懲罰的損害賠償及びリコール（買戻し）を棄却した。なぜなら、被告側の証人尋問に基づき、「当該車両モデルは、年間約90,000台が製造されている。しかし、パワーシフト・トランスミッションの不具合がある車両はわずか500台であった。」という情報を認め、被告の商品（車両）は「欠陥商品」ではないと判断したからである。この点について、原告は、控訴している。原告の主張は、「被告側の証人尋問の書面には『年間90,000台』という情報は記載されていなかったところ、裁判所の判断は、被告の主張しない事実を判決の基礎にしたもので、違法である。」というものである²⁰⁾。もし、原告の主張のとおりであれば、裁判所は、職権探知主義に基づき事実認定をしたことになる。このこと自体は違法でないとしても、裁判所は、当事者の意見を聴かずに、そのような事実を認定したこ

19) Thailand Civil Procedure Code Article 222/23 “the court can scrutinize facts not claimed by the parties, In this case, the court must hear the parties’ opinions”.

20) 原告提出の控訴状の内容による（ただし、非公開情報）。

となり、「適正手続」（Due Process）違反になる考えられる²¹⁾。

(2) 審問手続

クラスアクションでは、クラス代表者と、出廷しないクラスメンバーが存在する。出廷しないクラスメンバー（absent class member）とは、実際に訴えを提起するクラス代表者以外で、同様な損害を受けて訴訟に関係はするが、裁判所には出頭しない者をいう²²⁾。従って、原則として、原告の証明が必要となる場合、クラス代表者が提出する証拠及び証人だけが認められる。すなわち、クラスメンバーは、証明する義務を負うものではない²³⁾。クラスメンバーは、クラス代表者の背後にいて見守る、つまり、訴状及び証拠のため必要な資料を調べるなどするほかはないのである²⁴⁾。

しかし、フォード事件においては、裁判所は、クラスアクション手続と共同訴訟との相違を理解できず、クラスメンバーは共同訴訟における当事者と同様の地位にあるものとして扱い、クラスメンバー全員につき、各自が請求原因と損害額について証明するよう求めたのである。従って、クラスメンバーの損害賠償の範囲は、きわめて広いものとなった（2万から20万パーツ）。結果として、クラスアクションとしての迅速性も失われることとなり、クラスアクションの1つの目的は、達成できなかったことになろう。理想的なクラスアクション手続では、原告側の証人尋問等を行うのであれば、クラス代表者及びその証人だけを審理すべきものとする。なぜなら、クラスメンバーは、当事者たる地位を有しないからである。

(3) 証明度

1) 証明度とは、事実認定に必要な心証の最下限、あるいは、事実の認

21) なお、日本では、人事訴訟法20条において、職権で証拠調べをするとき、裁判所は、その事実及び証拠調べの結果について当事者の意見を聴かなければならないと定めている。

22) 樺博行『クラスアクションの研究—アメリカにおける集団的救済の展開』（丸善プラネット、2018年）47頁。

23) Pairoj, *supra* note 8, p. 199.

24) Nonthawat, *supra* note 4, p. 221.

定に必要とされる証明の程度ないし心証の程度といわれている²⁵⁾。これは、事実に関する争点について、どの程度の証明度があれば、裁判官が一定の事実があったという心証を形成し、事実認定をしてよいのかという問題である。すなわち、証明度とは、事実認定に必要な心証として、裁判官の内心に形成される事実の存否についての判断の程度のことであり、事実の存否を決する基準である²⁶⁾。

2) タイ法において、心証の程度を定める明文の規定は置かれていないが、通説は、以下のように説明する。

ア) 「証拠の優越 (preponderance of the evidence)」

これは、「どちらかといえばあり得る (more likely than not)」という表現で言い換えることができる。この証拠の優越という基準は、民事訴訟における一般的な証明度であり、法律のさまざまな分野で適用される。要するに、証明責任を負う当事者は、51%の証明度を証明できれば、勝訴する。一方、51%の証明度を証明できなければ、敗訴する。その実務的な意味をめぐっては、数多くの議論が展開された²⁷⁾。

イ) 「明白かつ説得的な証拠 (clear and convincing evidence)」

これは、「どちらかといえばかなりあり得る (much more likely than not)」とも言い換えることができる。この証明度は、米国において、離婚事件や親権事件のような、特殊な状況下における特定の争点に適用される。タイの民事事件において、実際に適用されるかどうかは、必ずしも明らかではないが、学説においては、訴訟でなく、一方の申請、例えば、遺言執行者の申請は、この程度の証明度を適用すべきという見解がある²⁸⁾。

25) 倉田卓次「交通事故における事実の証明度」『実務民事訴訟法講座3 交通事故訴訟』(日本評論社, 1969年) 103頁。

26) 加藤新太郎「証明度の軽減の法理」『民事裁判の充実と促進(中)』(判例タイムズ社, 1995年) 113頁。

27) จริญ ภักดิ์ธนากุล (Charan Pakdithanakul), กฎหมายลักษณะพยานหลักฐาน (Evidence Law), Jiratchakarn Publishing, 2008, p. 247 (Available only in Thai Language).

28) อุดม รัฐอมฤต (Udom Ratthaamarith), คำอธิบายกฎหมายลักษณะพยานหลักฐาน

ウ)「合理的な疑いを超える証明 (proof beyond a reasonable doubt)」

これは、「事実上の確実性 (virtual certainty)」が認められる証明を意味する。この証明度が、刑事法以外の分野で適用されることはほとんどない。刑事法においても、この証明度を負う者は、原告(検察官ないし被害者)に限られ²⁹⁾、被告人が自らの無罪を証明するときは、この程度の証明度を負わない³⁰⁾。

3) 最高裁判例62/2539(1996年)は、「原告の証明は、敷金契約の保証人のAによってされた。一方、被告の証明は、伝聞証人のBからだけされたから、契約の存否については、原告の有利と判断し、原告の請求を認めた。」と判示した。この判例を見れば、タイの裁判所では、「証拠の優越」を適用していると言えるであろう³¹⁾。ただし、民事事件と同時に刑事事件も提起された場合、実際は、タイの民事裁判所は、刑事事件の結果を待ち、刑事事件の結果のとおり判断する傾向がある。すなわち、このような場合、裁判所は、「合理的な疑いを超える証明」を適用することになる³²⁾。

フォード事件について言えば、実際には交通事故が一度も起きていないことから、民事事件と同時に刑事事件が提起されることはなかった。従って、裁判官は、「証拠の優越」という証明度を採用したと思われる。

(4) 証明責任の転換

一般的に、ほとんどの民事事件においては、原告が証明責任を負う。ただし、消費者紛争の場合は、原告たる消費者の証明負担を軽減するために、法律に基づき、原告は、被告の行為(例えば、行動、商品など)によ

(Explanation on Evidence Law), Thammasat University Press, 2015, p. 186 (Available only in Thai Language).

29) Thailand Criminal Procedure Code Article 28 “The followings are entitled to institute criminal prosecution in court: 1. The public prosecutor. 2. The victim.”

30) Udom, *supra* note 28, p. 187.

31) 岡田幸宏「損害額の認定」『民事訴訟法の争点』(有斐閣, 2009年) 176頁。

32) From Interview with Nithi Laiaddee (Lawyer specialized in Medical Malpractice Cases).

り被害を被ったことを証明すれば、被告は、例えば自己（被告）の行為と悪しき結果との間に因果関係がないことについて証明責任を負う（消費者訴訟法29条）³³⁾。

なお、フォード事件にあって、フォードが証明しなければならないことにつき、消費者訴訟法29条は、「いずれかの争点³⁴⁾が、製品の製造、組立て、設計または成分、サービス提供、もしくは何らかの実施にかかわる事実関係を証明する必要がある、当該事実関係が、事業者である訴訟当事者の知っているところであると裁判所が判断した場合、当該争点における証明義務は、その事業者である訴訟当事者にある。」と定めている。要するに、当該事実関係を事業者が知っているならば、それについての証明責任を負うということである³⁵⁾。具体的には、フォードは、「製造方法、部品の障害など」を証明しなければならないことになる。

6. 弁護士費用

(1) 任意的弁護士費用と法定弁護士費用³⁵⁾

タイでは、弁護士費用に2種類のものがある。1つは、クライアントとエージェントの間で自由に合意される弁護士費用であり、これは、通常の弁護士費用であって、任意的弁護士費用と呼ばれる。いま1つは、タイの民事訴訟法・別表に記載された法定弁護士費用であり、これは、誠実に訴

33) CONSUMER CASE PROCEDURE ACT, B.E. 2551 Article 29 “Any point in dispute needs to be proved as to fact relating to the manufacture, assembly, design, or component of the goods, services, or any undertaking which the court is of an opinion that such fact is known to the party who is the Business Operator only, the burden of proof in such point in the dispute shall fall on the party who is the Business Operator.”

34) เอื้อน ขุนแก้ว (Auen Kunkaew), กฎหมายวิธีพิจารณาศกคดีคุ้มครองผู้บริโภค (Consumer Case Procedure Law), Krung Siam Publishing, 2017, p. 93 (Available only in Thai Language).

35) ナバット・ソラアット「タイにおける司法アクセス」大村雅彦編著『司法アクセスの普遍化の動向』（中央大学出版部、2018年）480-481頁。

訟を迫行して勝訴した当事者が、相手方に支払いを要求することのできる弁護士費用である。例えば、弁護士費用につきクライアントとエージェントが10万バーツで合意した場合、この10万バーツのうちの一定額を、敗訴した当事者が負担することになる³⁶⁾。

法定弁護士費用は、訴額に応じる。例えば、第1審の訴訟物が金銭支払請求権のときは、最高でその訴額の5%、金銭支払請求権でないときは、最高で3万バーツ、また、控訴審や最高裁では、訴訟物が金銭支払請求権のときは、最高でその訴額の3%、金銭支払請求権でないときは、最高で2万バーツとなる³⁷⁾。

(2) 弁護士の成功報酬

成功報酬 (contingent fee) とは、勝訴を条件として支払われる費用で、弁護士が行った法的サービスへの報酬である³⁸⁾。米国においては、3つの支払方法に分類される。第1が、勝訴を条件とし、法的サービスに費やした時間に弁護士の時間単価を乗じて算出する方法、又は、約定された一定額を支払う方法である。第2が、法的サービスで費やした時間に時間単価を乗じた額を報酬 (award) としつつ、これに加えて、勝訴すれば特別手当てを支払う方法である。そして、第3が、依頼人が得た賠償金から一定

36) Thailand Civil Procedure Code Article 161 "The ultimate liabilities for cost of the parties to a case is to be borne by the party losing the case, subject to the provisions of the five following sections : however, the court shall have the power, irrespective to the total or partial success of a party to decide at its discretion, due regard being paid to the reasonableness and good faith of the parties contentions or conduct of the case by the parties, that the cost are to be borne by the winning party or that each party shall bear his own costs or a proportion of the cost incurred by the parties.

If no particular costs are specified, costs shall include witnesses' fees, lawyers' fees, fees for service of documents and execution and all other costs or fees payable by law. "

37) Thailand Civil Procedure Code schedule 6.

38) Notes, The United States Percentage Contingent Fee System: Ridicule and Reform from an International Perspective, 27 Tex. Int'l. L.J. 755, 757 (1992).

割合で報酬を支払う方法である³⁹⁾。米国では、成功報酬は、時間の経過とともに、必要悪 (necessary evil) と捉えられるようになった⁴⁰⁾。

タイでは、一般的な民事紛争では、成功報酬は、公序良俗違反であり、原則として無効な契約となる⁴¹⁾。さらに、投機を目的とする不名誉なものであるとも考えられた。それにもかかわらず、クラスアクションは、一般的な民事紛争の例外として、原告が勝訴した場合、代理人弁護士は、成功報酬を受け取ることができる。通常の訴訟と比較して大きな相違があるのは、クラスアクションの場合、弁護士報酬額を決定するのは、裁判所だということである。弁護士報酬額は、費やした時間及び事件の困難性などを考慮して決定する。さらに、原告の請求が金銭支払請求の場合、弁護士は、先に述べたように、弁護士報酬だけではなく、原告及びクラスメンバーがもらえる金額の30%以内の報酬ももらえる⁴²⁾。ここで、この30%以内という金額は、米国でいう「成功報酬」と同じ意味である。

問題は、不法行為訴訟において、成功報酬が依頼人に対して訴訟提起をさせる動機となっていることである⁴³⁾。依頼人による訴訟提起の決断こそが、弁護士にとって多額の報酬獲得のための前提にあるからである。このように考えると、自らが受け取る損害賠償額が減少してまでも、代理人弁護士に成功報酬を支払うことは、依頼人の訴訟提起の動機次第ということになる。しかし、とりわけ医療過誤による損害賠償請求では、原告が敗訴することが多く、また、勝訴しても受け取る賠償額も、案件により異なる

39) Adam Shajnfield, "A Critical Survey of the Law, Ethics, and Economics of Attorney Contingent Fee Arrangements", *New York Law School Review* No. 54 (2009), pp. 773-775.

40) 樫・前掲22)・169頁。

41) Thailand Civil and Commercial Code Article 150 "An act is void if its object is expressly prohibited by law or is impossible, or is contrary to public order or good morals."

42) ナパット・前掲35)・481頁。

43) Charles Silver, "Does Civil Justice Cost too much?", *University of Texas Law Review* No.80 (2002), p. 2073.

ため、原告代理人がこのような訴訟事件を受任すること自体が問題であると指摘されてきた⁴⁴⁾。さらに、原告が敗訴した場合については、法律は何も定めていないため、代理人弁護士は、何らの報酬を受け取ることができないということを意味するのだろうか、さらに、クラスアクション手続中に、原告と被告が和解を試み、それが成立した場合についても、法律は何も定めていないため、やはり代理人弁護士は、何も受け取ることができない意味であることになるのか、必ずしも明らかでない。結果として、原告の代理人弁護士は、勝訴するためなら、どれほど汚い方法でもってしても戦う恐れがあることになる。

なお、今回のフォード事件における損害賠償額は、2,300万パーツであって、弁護士の成功報酬額は、80万パーツであった。計算すると、弁護士の成功報酬額は損害賠償額の3.5%を占めるのみであった。従って、原告は、弁護士の成功報酬は損害賠償金額の30%（700万パーツ、約2,100万円）をもらうことができるはずだとして、控訴をした⁴⁵⁾。

IV. フォード事件における請求

1. 製造物責任法に基づく請求

(1) 財産的損害以外の損害賠償請求（精神上の損害賠償）

当該製造物が欠陥商品であると認められる場合、裁判所は、財産的損害以外の損害の賠償額を決定することができる。すなわち、タイの民商法には、精神上の損害に関する規定はないが、製造物責任法及び消費者訴訟法では、身体的な損害の結果として生じた精神上の損害の賠償（慰謝料）も請求できる⁴⁶⁾。消費者紛争の場合は、精神上の損害賠償を請求することが

44) 樫・前掲22)・172頁。

45) 訴状の内容による（ただし、非公開情報）。

46) Liability for Damages Arising from Unsafe Products Act 2551 B.E. Article 11
“The court shall be authorized to demand compensation for damages based on the following, in addition to compensation for violations of the Civil and Commercial

できるということである。

(2) 懲罰的損害賠償

不法行為による人身損害の事案では、実際に被った人身損害及びそれに関連した損失を補填する目的で損害賠償を請求することができる。この填補賠償 (compensatory damages) の額は、被告によりもたらされた財産的損害の額に対応して決定される⁴⁷⁾。しかし、懲罰的損害賠償 (punitive damages) は、この賠償とは全く異なる性質を持つ。懲罰的損害賠償は、不法行為加害者への懲罰と不法行為再発の抑止を目的とするもので、填補賠償に付加して認められる。

懲罰的損害賠償は、填補賠償に加えて、損害賠償が認められるものであるため、不法行為に基づく損害賠償を請求する原告は、これを正当化する要件を証明する必要がある。この正当化要件とは、例えば、加害者の違法が、懲罰と将来の抑止、加重事由がある (aggravating)、もしくは常軌を逸していること (outrageous) である⁴⁸⁾。これに該当するのは、加害行為が社会的な忍容程度を超過しているか、又は、他人への詐害意図が存在している場合である。米国の裁判所は、この詐害目的を、一般的に、害意 (malice)、現実の又は黙示による詐欺 (actual/implied fraud) など故意によるもので、重過失 (gross negligent) を含んだものと解している。タイの場合は、害意 (malice) と重過失 (gross negligent) であることを採用している。

米国では、損害賠償の認容額の算定は、原則的に、民事陪審が裁判官から手続及び実体法事項の説示を受けて行い、民事陪審の裁量により、懲罰的損害賠償の額が決定される。また、コモン・ロー上、賠償額の上限が明

Code: 1. Compensation for damage to mental health, as well as body, health, and hygiene of the damaged party. In the event the damaged party has died, the damage party's husband, wife, children, or descendants shall have rights to compensation for the damage occurring to mental health."

47) Restatement (Second) of Tort, § 903 (1977).

48) 樫・前掲22)・177頁。

確に設定されていないため、民事陪審の裁量により、高額な懲罰的損害賠償が認められることがありうる⁴⁹⁾。他方、タイでは、陪審制度は採用されていない。ただし、法律上、賠償額の上限が定められている⁵⁰⁾。すなわち、法律により、実損害額が5万バーツを超えた場合は、懲罰的損害賠償は実損害額の2倍に限定され、実損害額が5万バーツを超えない場合は、懲罰的損害賠償は実損害額の5倍に限定される⁵¹⁾。懲罰的損害賠償を命じることのできる事件は、「事業者等が『悪意』及び『重過失』に基づく欠陥がある商品を売買する場合」に限られる⁵²⁾(消費者訴訟法42条⁵³⁾)。

49) 樑・前掲22)・181頁。

50) Nonthawat, *supra* note 4, p.199.

51) なお、国民立法評議会で、立法に際し、タイ工業連盟 (Federation of Thai Industries) は、懲罰的損害賠償に反対する立場をとった。ただし、懲罰的損害賠償が導入されても、その金額に上限が設けられたし、証明責任が転換されることに比べれば、倒産になるほどの危惧を感じないとして、懲罰的損害賠償の導入を了とした。詳細は、See Luke Nottage, ศักดา ธนิตกุล (Sakda Thanitkul), กฎหมายความรับผิดในผลิตภัณฑ์และกฎหมายมาตรฐานความปลอดภัยของสินค้าในอาเซียน (Product Liability Laws of Asean Economic Countries (AEC)), Chulalongkorn University Publishing, 2016, p. 258を参照。

52) タイの民法が定める不法行為の場合は、悪意又は重過失場合でも、懲罰的損害賠償を認めていない。

53) CONSUMER CASE PROCEDURE ACT, B.E. 2551 Article 42 "If the act upon which the plaint is based arises from the fact that the Business Operator intentionally takes advantage from the Consumer unfairly, or willingly causes damage to customer, or grossly negligent without considering the damage caused to Consumer, or act in a manner which contravenes the responsibility as a person having occupation or business which is trusted by the public, upon the judgement that the Business Operator pay the damages to the Consumer, the Court shall have the power to order the Business Operator to pay punitive damages in addition to the actual damages imposed by the Court as it thinks fit, provided that it shall take into account behaviours such as the damage to the Consumer, the interest received by the Business Operator, financial status of the Business Operator, the fact that the Business Operator has relieved the incurred damage, as well as the fact that the Consumer has partly caused the damage. In regards to the imposi-

(3) リコール（買戻し）

当該製造物が欠陥商品であると認められると、裁判所は、対象となった製品の買戻し（リコール）を命じる⁵⁴⁾。

(4) 製造物責任法の適用の可否

1) 原告が、通常の用法により人身損害及び財産損害が発生した原因が製品にあることを証明すると、証明負担は、被告に転換される⁵⁵⁾。被告

tion of punitive damages under paragraph one, the Court shall have the power to impose not exceeding two times of the actual damages imposed by the Court, but if the actual damage is not exceeding fifty thousand baht, the Court shall have the power to impose punitive damages not exceeding five times the actual damages imposed by the Court.”

54) CONSUMER CASE PROCEDURE ACT, B.E. 2551 Article 42 “In a Consumer Case, when the Court decides on the case, or strikes the case out of the case-list, if it appears to the Court that there are goods sold or remained in the market which may be harmful to life, body, health, or sanitary of the Consumer as a whole, and no other protective method may be used, the Court shall have the power to order the followings:

1. that the Business Operator make an announcement and accept return of such potentially harmful goods from Consumers for correction or replacement within the imposed time at the Business Operator’s expenses; however, if it is the case where it cannot be corrected or undertaken as said above, it shall repay the price as the Court, taking into account the nature and condition of the goods at the time it is returned as well as the good faith of the Business Operator, thinks fit;

2. prohibiting the Business Operator from distributing the remaining goods and requiring he or she to recall unsold goods until it corrects such goods to be safe; however, if it is the case where it cannot be corrected or undertaken as said above, the Court may issue an order prohibiting the Business Operator from manufacturing or importing such goods, and if it is suspicious that the Business Operator may keep the remaining goods for later distribution, the Court shall have the power to order the Business Operator to destroy such remaining goods.

55) Liability for Damages Arising from Unsafe Products Act 2551 B.E. Article 6 “For the entrepreneurs to be liable according to section 5, the damaged party or his prosecuting representative, based on section 10, shall prove that the damaged

は、下記のいずれかを証明できない限り、責任を負うことになる。なお、タイには、日本において認められている「開発危険の抗弁権」に相当する条項はなく、製造時点の最新の技術レベルでも欠陥が予測できなかったという抗弁はできないと解されている⁵⁶⁾。

- a. 欠陥商品でないこと。
- b. 欠陥商品であることを被害者が知っていたこと。
- c. 使用方法、保管方法、警告もしくは事業者が正確かつ明確に指示した商品情報に従わない不適切な使用もしくは保管により損害が発生したこと⁵⁷⁾。

ここにいう「欠陥商品」の定義は、「製造または設計における瑕疵により、もしくは使用方法、保存方法、警告、商品に係る情報を定めていなかったことにより、あるいは定めていたが正しくなかった、または明瞭でな

party sustained damages from the product of the entrepreneurs, and the use or storage of the product was done in a normal manner. However, evidence shall not be required to the effect that the damages occurred from the Action of a particular entrepreneur.”

56) なお、国民立法評議会で、立法に際し、タイ工業連盟（Federation of Thai Industries）は、証明責任の転換に反対する立場をとり、さらに、事業者の抗弁として、「製造時点の最新の技術レベル」と「政府の規則に定めている製造標準」という抗弁も立法されるべきことを主張した。しかし、国民立法評議会では、タイ工業連盟の要求は、全て否定された。詳細は Nottage, Sakda, *supra* note 51, p. 258を参照。

57) Liability for Damages Arising from Unsafe Products Act 2551 B.E. Article 7: The entrepreneurs shall not be liable for damages arising from an unsafe product if it can be determined that

1. The product was not unsafe.
2. The damaged party had knowledge that the product was unsafe, or
3. The damages occurred from inappropriate use or storage of the product determined by the instructions for appropriate use and storage, warning, or product information accurately and clearly provided by the entrepreneurs.

かったことにより、損害をもたらし、または損害をもたらす可能性のある商品の意味する。ここでは、商品の性質、通常、推定できる商品の使用及び保管形態が考慮される⁵⁸⁾。」とされる。すなわち、実際に損害が発生しなかったとしても、損害が発生する恐れがあるならば、その製品は欠陥商品であることになる⁵⁹⁾。

2) フォード事件で、原告は、「クラス代表者及びクラスメンバーのそれぞれが、1か月の内に、車を5、6回以上、修理したのに、それでも、車の状態は完全に回復しなかった。もし、そのような車を運転すれば、事故が起きる恐れがある。」と主張した。しかし、財産的損害以外の損害の賠償及び懲罰的損害賠償は認められなかった。裁判所は、「実際に事故が一度も起きておらず、実際の損害が発生していなかったのだから、財産的損害以外の損害の賠償及び懲罰的損害賠償の請求は認められない。」と判断したからである。

これについての私見は、このような理由は、正しくないのではないかと、いうことである。なぜなら、欠陥商品の定義により、実際の損害が発生していなくても、損害が発生する恐れがあるならば、その製品は欠陥商品であると認められるはずだからである。第1審の口頭弁論において、被告は、被告の製品が欠陥商品でないことを証明できなかった。従って、裁判所は、フォード事件に製造物責任法を適用し、被告に対し、財産的損害以外の損害の賠償（精神上的損害）及び懲罰的損害賠償の支払を命じるべきであったし、さらに、被告に製品の買戻し（リコール）も命じるべきであったと考える。なお、これらの3つの点を不服として、原告は、控訴して

58) Liability for Damages Arising from Unsafe Products Act 2551 B.E. Article 4
 “Unsafe product” means products that cause or may cause damage, regardless of whether it was caused by negligence during the production process or the design process. No guidelines being given for storage, or warning, or information related to the product, or guidelines being given but in an incorrect manner or vaguely so as to be improper when considering the condition of the product, including the normal method of use and storage for the product.

59) Nonthawat, *supra* note 4, p. 119.

いる⁶⁰⁾。

2. 民商法に基づく請求

(1) 売主の担保責任に基づく請求

タイ民商法472条は、「売買の目的物に隠れた瑕疵があったとき、売主は、その瑕疵の存在を知らなかったとしても、民事責任を負う。」⁶¹⁾と定めている。売主が責任を負うのは、瑕疵を発見した時から1年である⁶²⁾。

ここにいう「民事責任」の幅は、非常に広い。例えば、修理代金、部品交換代金及び当該車両を利用できなかったことによる経済的な損失なども含まれる。しかし、「財産的損害以外の損害」は、この「民事責任」に含まれない。人身損害も、ここでの「民事責任」には含まれない⁶³⁾。もっとも、フォード事件において、人身損害は発生していないから、人身損害の損害賠償は請求されていない。

なお、タイ民商法473条は、事業者が抗弁できる事由として、以下のと

60) 訴状の内容による（ただし、非公開情報）。

61) Thailand Civil and Commercial Code Article 472 “In case of any defect in the property sold which impairs either its value or its fitness for ordinary purposes, or for the purposes of the contract, the seller is liable. The foregoing provision applies whether the seller knew or did not know of the existence of the defect.”

62) Thailand Civil and Commercial Code Article 474 “No action for liability for defect can be entered later than one year after the discovery of the defect.”

63) Thailand Civil and Commercial Code Article 420 “A person who, willfully or negligently, unlawfully injures the life, body, health, liberty, property or any right of another person, is said to commit a wrongful act and is bound to make compensation therefore.”

Thailand Civil and Commercial Code Article 420 “The Court shall determine the manner and the extent of the compensation according to the circumstances and the gravity of the wrongful act.

Compensation may include restitution of the property of which the injured person has been wrongfully deprived or its value as well as damages for any injury caused.”

おり、3つを定めている。

- a. 売買契約を締結したとき、売買の目的物に隠れた瑕疵があることを被害者が知っていたこと、あるいは、予見することができたこと。
- b. 売買の目的物に瑕疵があることを明らかに知っていたのに、売買契約を締結したこと。
- c. 目的物が強制競売に基づいて売買されたこと⁶⁴⁾。

(2) 遅延損害金請求

タイ民法7条は、「特別な定めがある場合を除き、取引及び損害賠償の年利率を定めなときは、7.5%の年利率を適用する。」と定めている⁶⁵⁾。フォード事件では、特に契約に基づく年利率が定められていなかったから、法律が定める年利率が適用された。

V. クラスアクション手続における和解

1. 問題の背景

タイのクラスアクションは、米国のクラスアクションに類似する。すなわち、成功報酬を認めるとともに、消費者紛争の場合には製造物責任が問われ、懲罰的損害賠償を認めているため、タイの法体系ないし法制度に、新たな問題を生じさせる恐れがある。米国では、クラスアクションの多く

64) Thailand Civil and Commercial Code Article 473 “The seller is not liable in the following cases:

1) If the buyer knew of the defect at the time of sale, or would have known of it if he had exercised such care as might be expected from a person of ordinary prudence.

2) If the defect was apparent at the time of the delivery, and the buyer accepts the property without reservation.

3) If the property was sold by public auction.”

65) Thailand Civil and Commercial Code Article 7 “Whenever interest is to be paid, and the rate is not fixed by a juristic act or by an express provision in the law, it shall be seven and a half per cent per year.”

は、他の多くの民事訴訟事件と同様に、トライアル前に和解で終結しているとされる。その理由としては、原告にしてみれば、全面敗訴ないし請求額の一部しか認容されない結果は避けたい、という想いがあり、他方、被告としては、責任を認めたくない、訴訟を継続するコストを削減したい、あるいは、懲罰的損害賠償を避けたい、という想いが強い。その結果、両者の利害が一致して、判決で得られるであろうよりも低い額での和解が促進されることとなるのである。これが繰り返されると、和解によって終結する見込みが高いことが一般に周知されるようになり、クラスアクションの提起件数の増加につながる⁶⁶⁾。こうした事情があることを前提に、クラスアクションにおける和解をめぐる問題につき、以下で検討する⁶⁷⁾。

(1) 強迫による和解 (BLACKMAIL SETTLEMENT)

強迫による和解とは、クラスアクションで和解が成立するプロセスにおいて、「もしトライアルに移行すれば、原告の主張は簡単に認められ、懲罰的損害賠償を含む、莫大な損害賠償義務を負うことになり、倒産の危機に陥ることになる」と、被告に圧力をかけ、原告に有利な和解に強引に引き込むというものであって、原告弁護士による濫用の典型であるといわれる。この場合、特にリスクの高い大規模事案での和解率の高さは、原告弁護士の立証活動の実態に比べて著しく高い報酬額とは対称的に、和解条件によったときの消費者の救済額の低さや、応諾率 (TAKE-UP RATE または REDEMPTION RATE) の低さは、まさに消費者を救済すべき実体のない (MERITLESS, FRIVOLOUS) 和解であることを推測させるもので

66) 藤本利一「アメリカ法におけるクラスアクションの現状と諸問題—損害賠償クラスアクションをめぐる30年の動向を中心として」『現代民事訴訟法の諸相』（成文堂、2005年）69頁。

67) なお、タイで和解をめぐって生じるであろう問題については、あくまで筆者の予測である。すなわち、タイでは、クラスアクション手続は始まったばかりであるが、それでも、True テレビ会社の事件（クラスアクション）は、和解で解決したのであり、従って、これからのタイにおけるクラスアクションでは、米国におけるのと同じような問題が次々と起きるのではないか、という予測をしている。

あると言える⁶⁸⁾。もしクラスアクションではなく、クラスメンバーが存在しない通常訴訟であるならば、被告が倒産の危機に陥るとまでは思われなから、被告に圧力はかからない⁶⁹⁾。

しかし、原告の立場からは、このような決めつけは幻想にすぎず、零細な原告の集団をまとめただけで、コストもリスクも大きいのは明らかに原告であり、豊富な資金力と練達の弁護士をそろえて戦う被告たる事業者が和解に応じるのは、圧力をかけられたからでなく、見込みのないギャンブルを避けるためであって、そのような非難は事実と異なる誇張である、と主張されている⁷⁰⁾。

もちろん、タイの制度は、陪審制度を採用していないため、裁判官が支払いを命じる賠償額及び弁護士費用額は、米国のそれと比べると小さいと言えるものの、だからといって、軽視できるレベルのものでもない⁷¹⁾。

(2) 通謀による和解 (SWEETHEART SETTLEMENT)

通謀による和解とは、クラス全体の利益をないがしろにして、原告・被告の交渉関係者が通謀して、被告にとっては最も有利な和解内容を認めることと引き換えに、一部の原告関係者、特に原告弁護士とクラス代表に過大な利益を与えるというものである。1990年代に至り、大規模不法行為クラスアクションが一般化していく中で、さらに、競下げ和解 (REVERSE AUCTION SETTLEMENT) という被告優位の、より悪質な類型が現れたと言われている。すなわち、多数のグループに分かれ、それぞれ別の原告弁護士が主導権をめぐり競合する大規模不法行為事件において、被告がこ

68) 須藤希祥「BDTI 日米クラスアクション・リスク管理研究会報告書 (第3号)」(日本企業が取り組むべきリスク管理を考えるセミナーを2017年1月に実施した)。これについては、<https://bdti.or.jp/2018/06/15/classaction3/> を参照 (2019年5月15日最終確認)。

69) Bruce Harry, David Rosenberg, "Sweet Heart and Blackmail Settlements in Class Actions: Reality and Remedy", Notre Dame Law Review vol.75 issue4 (2000), p. 1392.

70) 須藤・前掲68)。

71) 箕輪・前掲5)・2頁。

これらの原告弁護士それぞれと交渉を重ねるうちに、被告にとって最も有利な条件を提示した原告弁護士とクラス代表と通謀して、その交渉を先に成立させ、それを全体の和解として拡張し、被告の利益の最大化を図る一方、その見返りとして、その原告弁護士の弁護士費用やそのクラス代表グループへの救済は厚遇する目的をもって和解を勧めるというものである⁷²⁾。具体的に説明すると、原告弁護士は、顧客(クラスメンバー)によるいかなる現実的な方法によっても規制されず、かつ、巨額の手数料報酬に惹かれ、十分に訴訟進行をすることなく、クラスメンバーの利益よりも、原告弁護士自身の、そして相手方である被告の利益になるような和解をするのではないかと、との危惧が指摘されているのである⁷³⁾。また、これに関連して、原告弁護士が、厳密な調査と精力的な訴訟進行に従事することなく、原告弁護士にとって経済的に魅力的な和解を締結しようとする場合、その結果、結局のところ、自己が利益を得るであろうことを知りつつ、何の価値もない訴訟を次々に提起するのでないかと、との懸念も指摘される⁷⁴⁾。自動車事故被害者の事件を大量に請け負う場合と同様に、クラスアクションの原告代理人として、多数の事件を手がける法律事務所も存在する。その結果、規模の経済により、クラスメンバーにとって必ずしも最善の条件での和解を成立させずとも、自己に生じるリスクは分散させることができる⁷⁵⁾。他方で、被告には、和解額を低く抑え、判決により生じる不利益、例えば、懲罰的損害賠償を回避するメリットがある。また、デイスカヴァリーが実施されないことで、情報を隠蔽したり、それへの対応のコストも削減できる。早期の和解、さらには多数のクラスアクションを専門的に抱える法律事務所との和解へのインセンティブは高まるのである。クラスメンバーに生じていると主張される損害について何ら責任を負うも

72) 須藤・前掲68)。

73) Deborah R. Hensler, *Class Action in Dilemmas: Pursuing Public Goals for Private Gain*, Rand Corp., 2000, page 79.

74) *Ibid.*

75) 藤本・前掲66)・70頁。

のではないと信じる企業でさえ、貴重な時間を浪費したり、悪評が流布されるなどといった直接的及び間接的な訴訟にかかるコストを負担するよりは、自己を被告とする全てのクラスアクション訴訟に関して、その手続の早い段階で和解することが、より安価な解決方法であると判断するであろう⁷⁶⁾。

クラスアクションにおける被告の典型は巨大企業であり、中小企業は、経済的な意味でクラスアクションの魅力的なターゲットではないが、被告たる中小企業は、過剰投資が生じる可能性を最小化するように、その代理人弁護士を監視するインセンティブを有し、同時に、そのような監視を実施することを選択するなら、そのために必要な専門知識は有しているのだから、被告代理人と原告代理人のみでの通謀は考えにくいとされる⁷⁷⁾。

VI. おわりに——日本法への示唆

以下では、タイにおけるクラスアクション手続についての考察を踏まえつつ、日本においても原告と被告とで資力や情報に格差がある紛争、とりわけ消費者紛争や医療紛争を念頭に、すでに指摘されていることでもあるが、いくつかの示唆を改めてまとめておく。

まず第1に注目すべきは、「どの程度の証明度があれば、訴訟上の証明があったとしてよいか」である。証拠優越説は、証拠の優越をもって証明があったとしてよいとするのに対し、公害訴訟など、特定の領域においては、蓋然性説によりつつ、証明は高度の蓋然性でなく、一定の蓋然性で足りるとする主張がある⁷⁸⁾。現在のところ、日本の民事訴訟において、通説と判例は、高度の蓋然性説を採用している。すなわち、原告は、80%以上の証明度をもって証明しなければならないと言われる。しかし、構造的な

76) 藤本・前掲66)・70頁。

77) 藤本・前掲66)・70頁。

78) 赤坂昭二「たらい回し訴訟考—証明度、救命病院の企業責任」『民事訴訟制度の一側面』（成文堂、1999年）55頁。

証拠偏在訴訟として証明困難をきたしている場合、例えば、消費者紛争や医療紛争の場合には、証明度の軽減が許されるべきではないと思われる。なぜなら、有力説において、現在の科学技術の水準によっても、一定程度以上の確実性の心証を裁判官に納得させることができない事実、例えば、医療事故訴訟における過失や因果関係などについては、実体法の趣旨を実現し、当事者間の公平の見地からは、原則的で一般的な証明度を軽減することが許され⁷⁹⁾、さらには、一般的な命題としても、証明困難のために高い証明度によるのでは不当な判決をもたらすときに、実体法の規範目的や趣旨を考慮して、証明度の軽減が行われるべきだからである⁸⁰⁾。日本の民事訴訟法2条は、「迅速性」という観点からではあるが、民事訴訟の効率的運用を裁判所の責務としている。さらに、税金で運営される裁判所は、効率化、すなわち、「コストパフォーマンス」の観点を無視すべきではない⁸¹⁾。したがって、原告が80%以上の証明度をもって証明することが困難である場合には、当事者間の実質的正義、当事者の実質的武器平等という手続的正義の要求を理解し、高度の蓋然性ではなく、証拠の優越によるのでよいのではないか、と思われる。もちろん、高度の蓋然性説から、証拠の優越説への批判や意見はたしかに存在する。すなわち、「請求権基礎の著しい拡大をもたらす」ということである⁸²⁾。これに対して、証拠の優越説からは、従来からの判例や実務にかんがみても、本当に請求権基礎に「不当」かつ「著しい」拡大が生じるのかについては、実質的根拠が明らかでない、との反論がありうる。むしろ、絶対的に証拠が不足する事件では、高度の蓋然性説によると原告が救済されなくなることの不都合のほ

79) 兼子一ほか『条解民事訴訟法（第2版）』（弘文堂、1985年）927頁〔松補馨＝加藤新太郎〕。

80) 赤坂・前掲78)・56頁。

81) ゲン・ローゼン「事件・争訟性（case and controversy）があるとして、クラスアクションが認められた事例」判時2379号（2018年）123頁。

82) 田村陽子「民事訴訟における証明度論再考—客観的な事実認定をめぐる—」立命館法学（2010年）526-527頁。これにつき、<http://www.ritsumei.ac.jp/acd/cg/law/lex/09-56/tamura.pdf>（2019年7月28日最終確認）。

うが問題なのであり、救われるべき事件が救われることが、逆に望ましいのではないかと、との反論も挙げられる。さらに、高度の蓋然性説は、証明責任を負う側に一方的に証明負担を課すものであり、当事者間の不公平を前提にしているのであるから、対等な私人間の訴訟である民事訴訟の原理にそもそも反している点でよほど問題が大きいとも言える⁸³⁾。

第2に、例えば、医療過誤訴訟における攻防の焦点、つまり、最大の争点は、医師の過失の証明及び過失行為と結果との因果関係の認定であるが、不法行為に基づく損害賠償請求で、その証明責任は、原則として損害賠償請求権を主張する原告たる患者にある。しかし、事実認定の決め手となる証拠、すなわち、解剖所見、各種検査報告書、科学論文、証拠の王といわれるカルテ等、一切のメディカル・リポートは、相手方たる医師ないし病院の手中にあり、医療の専門性、密室性、封建性といった医療行為の特殊性からすると、原告たる患者としては、証明困難をきたし、的確な攻撃防御を展開することができず、勝訴の可能性はほぼ閉ざされることになる。いわゆる医療過誤訴訟における証拠の構造的偏在、証明困難の問題であり、典型的な情報偏在訴訟である⁸⁴⁾。特に、近時の医療過誤訴訟の動向から特徴的なものとして、理論の深化は、医療過誤訴訟における法的構成、医師の注意義務の内容、医療水準論、医師の説明義務など、実体法上の問題はもとより、過失の一応の推定、因果関係の証明など、事実認定を中心する訴訟法上の問題にまで及んでいる、と指摘される⁸⁵⁾。「一応の推定」とは、事実上の推定の一場合であるとされるが、通常的事実上の推定よりも、高度の蓋然性のある経験則によって事実を推認することをいうと

83) 同・526-527頁。

84) 中野貞一郎「医療過誤訴訟の手続問題」『民事手続の現在問題』(判例タイムズ社、1989年)110頁。

85) 加藤新太郎「医療過誤訴訟の現状と展望」判夕884号(1996年)5頁。第2の論点の拡大現象として、期待権侵害・延命利益侵害の問題、診療録等の閲覧・謄写請求権の問題も、実体法と訴訟法の双方の領域にわたっており、さらに、医療実践におけるホットな論争を背景として、ガン告知の適否を争点とするケースなどが登場していることにも注目しなければならないと指摘されている。

されるが⁸⁶⁾、ここでの推認が高度の蓋然性ある経験則に基づくだけでなく、推定される事実が何らかの過失といった抽象的・不特定のな内容であって、その推定を妨げるには、相手方がそれを妨げるべき具体的・特定的な特段の事情を証明しなければならないという特質を具えたもののみに限るべきであるとする見解も有力である⁸⁷⁾。さらには、ここで適用される経験則の蓋然性が高度のものでない場合でも、ノン・リケット判決を下すのでは正義に反すると考えられるときには、「一応の推定」が認められるべきであると説く見解もある⁸⁸⁾。この「一応の推定」が認められるならば、過失や因果関係といった要件事実について証明責任を負う原告たる患者は、過失・因果関係に該当する具体的・特定的な事実を主張・証明しなくてもよく、推定された何らかの過失・因果関係を否定するためには、相手方たる医師・病院において、「特段の事情」として、特異体質などの具体的・特定的事実の不存在を証明しなければならないことになるから、過失・因果関係についての主張・証明負担の軽減が図られているとすることができる⁸⁹⁾。要するに、「証明責任の転換」は、まさしくこのような事件にふさわしいのでないか、と考えられる。

以上、検討してきたとおり、消費者紛争や医療紛争の場合、損害賠償請求が認容されるために必要となる証拠は、主に被告、すなわち事業者、医師・病院が持っているものである。日本の場合、原則として、原告が証明責任を負い、さらに、高度の蓋然性が採用されている。しかし、日本でも、消費者紛争や医療紛争の場合、ほとんどの証拠は被告が持っており、原告は、勝訴するのが難しいのでないかと思われる。原告と被告との力のバランスを考えれば、「証明度の軽減」と「証明責任の転換」は、必要な

86) 谷口安平＝福永有利編『注釈民事訴訟法(6) 証拠(1)』（有斐閣、1996年）62頁〔福永有利〕。

87) 中野貞一郎「過失の『一応の推定』について」『過失の推認』（弘文堂、1981年）21頁。

88) 赤坂・前掲78)・51頁。

89) 赤坂・前掲78)・51頁。

ものだと考える。